

参加費無料

保育付

中小企業事業者が
今、知っておきたい

大手企業じゃないから・・・
と、後回しにしていますか？

法律改正とLGBT

2022年4月～

パワハラ
防止措置の
義務付け

2022年10月～

産後パパ
育休の創設

2022年10月～

パート社員の
社会保険拡大

2022年は人事・労務に関連する
多くの法改正が実施されます。
主な法改正やLGBTの労働問題
などについて学ぶ講座です。



LGBTに
フレンドリーな企業へ

講師：小田 瑠依さん
(特定社会保険労務士)

2014年に新宿で「小田瑠依社会保険労務士事務所
オフィスR」を開業。社労士を中心とした有志による、
性的指向や性自認に関する問題の研究・啓発・
支援を行うグループ「SR LGBT&Allies」共同代表。
支援者団体や当事者団体の全国組織「LGBT 法連合
会」理事。職場とセクシュアリティに関する問題に
ついて、講演・執筆等多数。



8月24日(水)
18:30 ~ 20:30

会場 エル・ソフィア

対象 区内在住・在勤・在学の方

定員 20名(要申込・先着順)

7月26日(火)から受付開始

お申し込み・お問合せ先

足立区男女参画プラザ(多様性社会推進課)

電話、FAX または足立区 HP 内のオンライン申請でお申し込みください。

電話:03-3880-5222(休館日除く平日 8:30~20:00 受付)

FAX:03-3880-0133(24 時間受付)

* 新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止になる場合があります。その際は、HP 等でご案内させていただきます。



こちらからも申し
込められます。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

5 ジェンダー平等を
実現しよう



2022年、改正されるいくつかの法律について、以下のものがあります。

【労働施策総合推進法】

パワハラ防止対策の義務化(中小企業)

中小企業に対して設けられていた猶予期間が終了し、すべての企業にパワーハラスメント防止対策が義務化されます。本人の同意なく、その人の性のあり方を暴露したり、育休の取得を認めない…等もパワハラに当たります。

【育児・介護休業法改正】

産後パパ育休

男性は原則休業の2週間前までに申し出ること、出生後8週間以内に4週間までの休暇を取得できます。なお、初めにまとめて申し出れば、分割して2回取得することも可能です。

【厚生年金保険法・健康保険法】

社会保険の適用拡大

パート・アルバイトなど短時間労働者のうち、一定の要件に該当する労働者については社会保険加入が義務付けられています。改正により、従業員数101人以上500人以下の企業にも適用されることになります。

申し込み方法

電話、FAXまたは足立区ホームページ内のオンライン申請でお申し込みください。
※欠席・遅刻する場合はご連絡ください

電話：03-3880-5222
FAX：03-3880-0133

足立区男女参画プラザ 法律改正とLGBT 🔍

●保育をご利用になる方へ

講座に参加する間、お子さんをお預かりします。

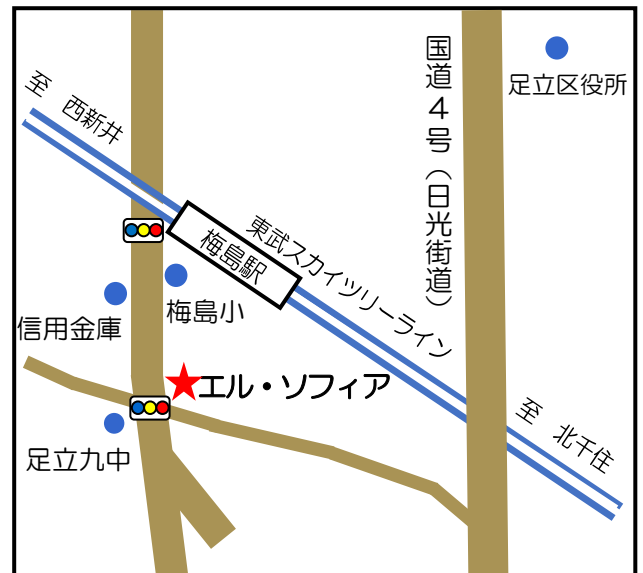
- 対象：生後6カ月～就学前まで
- 定員：5人/要予約
- 申込期限：8月16日(火)

会場のご案内

エル・ソフィア 3階 第1学習室

足立区梅田7-33-1

(東武スカイツリーライン「梅島」駅から徒歩3分)



参加申込書 FAX:03-3880-0133

講座「法律改正とLGBT」申し込み 8/24(水)18時30分～20時30分

参加者名	お名前(カタカナ)		年代(あてはまるものに○)
お住まいの地域	(例)足立区梅田 *町名まで		10代・20代・30代 40代・50代・60代 70代以上
連絡先	電話番号	FAX番号	
保育希望	保育を希望される方は、お子さんのお名前(カタカナ)、年齢をお書きください。 お子さんのお名前 /年齢: 歳 カ月		

※ご記入いただいた個人情報は、今回の講座の受付以外の目的には使用いたしません。